

各 位

会 社 名 日 立 造 船 株 式 会 社
(U R L [http:// www.hitachizosen.co.jp/](http://www.hitachizosen.co.jp/))
代 表 者 名 取 締 役 社 長 重 藤 毅 直
コ ー ド 番 号 7004 (全 国 5 証 券 取 引 所 に 上 場)
問 合 せ 先 経 理 部 長 徳 平 正 道
(T E L (0 6) 6 5 6 9 - 0 0 2 2)

2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 16 年 8 月 23 日開催の当社取締役会において、2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 社 債 の 名 称 | 日立造船株式会社 2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 本 社 債 の 発 行 価 額 | 本社債の額面金額の 101% |
| 3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償とする。 |
| 4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 2004 年 9 月 9 日（スイス時間、以下別段の表示のない限り同じ。） |
| 5. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | UFJ Bank(Schweiz)AG 及びその他の買取人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込みは本新株予約権付社債の条件決定日（下記 6.(3) に定義される。）の翌日の午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。 |
| (2) 発 行 価 格 (募 集 価 格) | 本社債の額面金額の 103.5% |
| 6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記（3）記載の適用時における転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、これにつき現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 |
| (2) 発 行 す る 本 新 株 予 約 権 の 総 数 | 10,000 個 |
| (3) 本 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 払 込 を な す べ き 額 | 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 |

ご注意：この文書は、当社が 2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式 1 株あたりの額（以下、「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役（専務取締役 古川実）が当社取締役会における本新株予約権付社債の発行に関する授權に基づき、平成 16 年 8 月 23 日（日本時間）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値に 100% を乗じた額以上 130% を乗じた額以下の範囲で同日（スイス時間）（以下「条件決定日」という。）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する額とする。

転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの処分株式数} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使請求期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な価値と、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記（3）のとおり決定される額とする。

- (5) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

- (6) 本新株予約権の行使請求期間

2004 年 9 月 23 日から 2008 年 9 月 16 日（当日を含む。）、また、本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の 5 銀行営業日前の日（但し、いかなる場合も 2008 年 9 月 16 日より後になることはないものとする。）のチューリッヒ市の銀行営業終了時までとする。

- (7) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

- (9) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在 3 月 31 日及び 9 月

ご注意：この文書は、当社が 2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

- (10) 本新株予約権行使請求
受付場所(新株予約権行使
受付代理人)
(11) 代用払込に関する事項

スイス連邦チューリッヒ市所在のUFJ Bank(Schweiz)AGの本店

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の発行総額
(2) 各本社債の額面金額
(3) 本社債の利率
(4) 本社債の償還の方法
及び期限

101億円

1,000,000円

本社債には利息は付さない。

満期償還

2008年9月30日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

買入消却

当社及び当社の子会社は、UFJ Bank(Schweiz)AGの仲介を通じ、いかなる価格でも随時本新株予約権付社債を買入れ、スイス中央銀行の規則に従い、買入れた当該本新株予約権付社債を保有及び譲渡することができる。当社は、買入れた当該本新株予約権付社債を消却するためUFJ Bank(Schweiz)AGに引渡すことができる。かかる場合、UFJ Bank(Schweiz)AGは、当社の取締役会の決議又は公告を要することなく、直ちにこれを消却するものとする。本社債と不可分一体である本新株予約権は、同時に放棄され消滅するものとする。

債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、UFJ Bank(Schweiz)AGが本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の書面による通知を行った場合、当社は、当該通知の受領から15日後に本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に遅延利息(もしあれば)を加えて償還しなければならない。

130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、20連続取引日につき、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内にUFJ Bank(Schweiz)AGに対し書面で通知し、かつ、本新株予約権付社債の所持人のためUFJ Bank(Schweiz)AGに対し、30日以上60日以内の通知をすることにより、2005年9月30日以降2008年9月29日までの期間中いつでも本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額で繰上償還することができる。

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社(以下「持株会社」という。)の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、その結果、当社株式が上場されている東京証券取引所若しくは日本のその他の証券取引所又は店頭市場から上場廃止になる場合、法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能である場合は、

- (i) 当社は、本新株予約権の行使請求期間(上記6.(6)に定められる。)中、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使することができ、当該行使により、本新株予約権がかかる株式交換又は株式移転の直前に行使されたならば受け取ることでできた数の当社普通株式を有している株主が、かかる株式交換又は株式移転によ

ご注意：この文書は、当社が2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

り受け取ることのできる種類及び数の株式、その他の証券及び資産を受け取ることができるようにするために、最善の努力をするものとし、

(ii) 上記が法律上、又は、実務的に実行不可能である場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、持株会社が発行する社債で、本社債と同等の条件を有し、かつ、(A)本新株予約権がかかる株式交換又は株式移転の直前に行使されたならば受け取ることのできた数の当社普通株式を有している株主が、かかる株式交換又は株式移転により受け取ることのできる種類及び数の株式、その他の証券及び資産を取得することができる権利に当該本新株予約権付社債を変更する権利、又は(B)本新株予約権と等しい経済的利益(当社の決定に服する)のいずれかを提供する社債と交換するよう、又は持株会社をして交換させるよう、最善の努力をするものとし、

(iii) 当該時において適用ある日本法に基づき、これらが法律上、又は、実務的に実行不可能である場合は、各本新株予約権付社債の所持人に法律上可能な本新株予約権と等しい経済的利益(当社の決定に服する)を提供し、又は持株会社又はその他の会社をして提供させるという提案を、すべての本新株予約権付の社債所持人に対して行えるように、最善の努力をするものとする。

当社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、かかる変更の取扱いをすることができない場合、又は当該変更の受諾をすべき期間の最終日までにすべての本新株予約権付社債の所持人の受諾を得られなかった場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で2004年9月30日又はそれ以降に繰上償還することができる。

2004年9月30日から2005年9月29日まで	104%
2005年9月30日から2006年9月29日まで	103%
2006年9月30日から2007年9月29日まで	102%
2007年9月30日から2008年9月29日まで	101%

税制変更等による繰上償還

税制の変更等により、本社債に関する支払日において本新株予約権付社債要項に定める特約に基づく追加額の支払の必要があることをUFJ Bank(Schweiz)AGに了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額で繰上償還することができる。

(5) 本社債券の様式	無記名式新株予約権付社債券
(6) 本社債の担保又は保証	該当なし。
(7) 財務上の特約	担保提供制限が付される。
8. 上場取引所	該当なし。
9. その他	安定操作取引は行わない。

ご注意：この文書は、当社が2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

手取概算額 10,080 百万円については、その全額を社債償還資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロクーポンで発行されるため、社債償還資金への充当による金融収支の改善が見込まれます。また、株式への転換による株主資本の充実を通じた財務体質の強化により企業としての信頼度が向上するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主の皆様への利益配分を充実させるため、業績に見合った配当を継続的かつ安定的に実施するとともに、長期的展望に立った事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

今後の経営基盤の強化・拡充を図りつつ、安定的な配当を継続して実施するためには、今しばらく内部留保の拡充を図る必要があることから、平成 16 年 3 月期は引続き無配としましたが早期復配を目指して、鋭意努力していく所存であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、設備投資、研究開発投資等に活用し、経営基盤の強化と事業の開発・拡充を図ることとしています。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	0.79 円	66.44 円	15.91 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本当期純利益率	1.4 %	81.2 %	26.7 %
株主資本配当率	- %	- %	- %

- (注)
1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
 2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
 3. 平成 15 年 3 月期から、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号）を適用しております。
 4. 平成 15 年 2 月 20 日付で発行済普通株式について、2 株を 1 株とする株式併合を行っております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始値	94円	67円	56円	213円
高値	131円	90円	265円	242円
安値	55円	19円	55円	156円
終値	67円	54円	211円	164円
株価収益率	-倍	-倍	13.3倍	-倍

- (注)
1. 平成17年3月期の株価については、平成16年8月20日現在で記載しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。
 2. 平成15年2月20日付で発行済普通株式について、2株を1株とする株式併合を行っております。

以上

ご注意：この文書は、当社が2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。